

開 議

○小関勝助議長 おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員はございません。よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

なお、鈴木榮一農業委員会会長から本日の会議を欠席させてほしい旨の届け出があり、許可いたしましたので、ご報告いたします。

本日の会議は、配付しております議事日程第2号をもって進めます。

日程第1 市政一般に関する質問

○小関勝助議長 日程第1、市政一般に関する質問を行います。

なお、質問の時間は、答弁を含めて60分以内となっておりますので、ご協力お願いいたします。

それでは順次、指名いたします。

今泉春江議員の質問

○小関勝助議長 順位1番、議席番号4番、今泉春江議員。

(4番今泉春江議員登壇)

○4番 今泉春江議員 おはようございます。

日本共産党の今泉春江でございます。よろしく願いいたします。

つつじ公園のつつじが今年度は万全の冬支度

ができました。多くの市民が雪囲いのできたつつじを見て安心し、来春の花を楽しみにしています。大変よかったですと思います。

では、最初の質問です。住宅新築・増改築補助制度の継続についてです。

平成23年度から始まった山形県住宅リフォーム補助制度と長井市新築・増改築補助制度がことしで3年目になりました。長井市では、増改築補助金が初年度は50万円以上の工事金額に対して5%の補助でしたが、昨年度からは10万円以上の工事金額からも対象となり、新築は昨年度から補助金が40万円となり、また申請手続なども簡素化され、大変に使い勝手のよいものになりました。

今年度においては予算額も増額となり、11月26日現在で市は3,672万7,000円の補助金に対し工事金額15億570万円、また県は9月に補助金が増額になり、2,590万2,000円の補助金に対し工事金額が4億9,781万円で、予算執行率も市は100%、県は99.62%と使い切りました。

申請人数も合計で234人と、昨年よりも大きく上回っています。さらにこの12月議会で市助成分150万円が増額補正されています。

この補助金制度により長井市に大きな活力と経済効果をもたらされました。市民の方々は、この助成金制度があると聞いたので思い切ってリフォームできた、また銀行から借り入れしてリフォームしようとしたが、銀行の方がこの補助金制度のことを教えてくれた、手続もしてくれて、その分借り入れも少なく済んだ、大変助かった、また新築の方などは県の補助は対象にならないが、長井市の新築補助金でカーテン代になり、とても助かったなど多くの市民の方々に大変喜ばれています。

さらに業者の方々も助成金のおかげでことしは何件も仕事があり、忙しい、こんないい制度があるので、このことをPRしたら仕事がとれたなどこちらも皆さんに大変喜ばれ、3年続い

たこの事業は市民の皆様大きく評価されています。

11月5日の山形新聞で県のリフォーム支援が好評との記事が掲載されました。その中で県の担当者がこの住宅リフォーム事業は、雇用対策や地元業者への経済波及効果などが期待できるとして来年も継続する方向で前向きに検討していると話しています。

長井市でも3年間行ってきていますが、この事業の効果検証はどのように見えますでしょうか。

来年4月からは消費税が3%、再来年10月からは2%の引き上げが予定されています。この点からも長井市はこの事業を継続し、発展させるべきと思いますが、どうでしょうか、伺います。

次に、市民税、国保税の差し押さえなどの強制徴収について質問し、対案を提起します。

私は、9月議会の平成24年度一般会計歳入歳出決算認定でこの強制徴収の問題を取り上げ、反対討論を行い、決算認定に反対いたしました。今回私は、その後も続けられている市税の強引な差し押さえと違法な取り立てをやめ、相談収納に切り替えるよう改めて提案いたします。

長井市監査委員の意見書では、平成24年度市税が現年度分で99.28%もの収納率となり、滞納繰越分を含めても収納率が95.1%で、昨年度より1.27ポイント向上、県内13市トップの収納率となったとし、これは電話による早期の催告や特別徴収事業所の拡大、債権の差し押さえ、インターネット公売への地道な取り組みの成果であり、高く評価したいと報告しています。また、国保税は、平成24年度現年度で94.9%、滞納繰越分を合わせても前年度より3.2ポイント高い72.9%になったとしています。

憲法は、国民が国を縛るためのものですが、一つだけ国民に義務を課しています。それは憲法第30条の納税の義務です。同時に憲法は、第

84条で税は法律の定める条件による必要があるとしていますが、生存権や幸福追求権、財産権や法もとの平等権などから税負担の原則は応能負担であるとされています。

当然市民には納税の義務がありますし、誰でもそれは承知しています。しかし、その納税は、税負担が平等で市民が納得し、自発的に納税できるようであればなりません。少なくとも税が暮らしや命を脅かすものであってはならないと思います。長井市の高い収納が差し押さえなどの強制徴収の結果であるならば、まして差し押さえ禁止財産の預金口座差し押さえのような違法な徴収の結果であるならば極めて重大と言わなければなりません。

ここで私は、私が携わった何件もの税相談から2つの事例を示したいと思います。

まず、Aさんの例です。児童手当が4カ月分振り込まれる日に金融機関に行ったらカードで引き出せず、おかしいと思い係の方に調べてもらおうと差し押さえになっていると説明されました。この児童手当は、子供の給食費と学費に前から予定しており、これがないと大変困ってしまうので、すぐ市の税務課に問い合わせると、一回差し押さえたものは返還しないと言われたそうです。Aさんは、インターネットなどで調べて鳥取地裁の児童手当の差し押さえによる強制徴収は違法という判決を知っておりましたので、尋ねると、問題はないと言われたそうです。

その後に私に相談にきました。私は、すぐこのことを税務課に伺い、どうなっているのかを聞きました。私は、担当課長に鳥取地裁の判決記事や国会で我が党の議員が差し押さえによる違法な取り立てに対する質問の記事を見せ、そしてこの方の子供さんの給食費が払えない状態を説明しました。しかし、一度差し押さえたものは返還は難しいということでした。そこで私は、社会福祉協議会の借入資金を紹介し、子供さんの給食費と学費に充てるようにしました。

その後、差し押さえられた口座が3日後に解除になりました。ところが児童手当は差し押さえられず、そのまま残っており、Aさんは助かったとほっとしていました。

ところで差し押さえ徴収されたのは、児童手当を除いた残高232円だけでした。なぜ一旦差し押さえ、返還できないとまで主張した児童手当を差し押さえなかったのでしょうか。鳥取地裁の判決を考慮したからなののでしょうか。その理由をお答えください。

Aさんは、6月にも児童手当から国保税が強制徴収されています。Aさんは、ひとり親世帯で、子供、2人で昨年長井に転入してきました。ことしの4月に仕事に橋の上でバイクが滑って大けがをして手術をしたのですが、家に子供が一人にいるので1日の入院だけですぐ退院し、そのけがが原因で2カ月間仕事ができず、収入もなく、経済的にも大変厳しいそんなときの差し押さえでした。

また、Bさんの場合は、ご夫婦2人の2カ月分の年金が振り込まれた預金が差し押さえられ、強制徴収されました。この方は、固定資産税の滞納を分割して払っていたそうです。もう終わったかと思っていたそうです。もともと自営業でしたが、倒産してしまい、このBさんは国民年金だけの収入で現在生活しており、2人の2カ月分が一度に差し引かれたため、その2カ月間の生活は考えられないようなひどい生活だったそうです。税務課に相談に行きましたが、やはり一度差し押さえたものは返還しないと云われたそうです。不服審査申し立てをしたいと言いましたら、その場で却下と言われたそうです。一度に全部でなく、生活費などを考え、分割にしてほしいと言ってもこの金額ではどうしようもないと言われ、聞いてもらえなかったそうです。預金口座からの差し押さえとはこういうものなのであります。

市長は、全ての強制徴収のこうした実態を把

握すべきではありませんか。

そこで伺いますが、平成24年度の差し押さえ徴収件数は市税で690件、差し押さえ収入が3,490万円余り、国保税で357件、1,617万円余り、これを合わせると何と1,047件、5,066万円余りであると思いますが、間違いありませんか。

この数値で見ますと差し押さえ金額は、平成24年度市税収入額32億3,870万円の1%、国保税では6億6,859万円の収入額に対し2.4%に当たります。

ところで、この差し押さえは、年金、児童手当などの預金口座から行われていることが差し押さえがこれらが振り込まれる偶数月が奇数月の2倍以上に集中していることで明らかです。

また、この市税と国保税の差し押さえが平成20年度から24年度の5年間に件数で257件から959件と3.73倍に、金額では1,712万7,000円から5,348万円と3.12倍となり、市税、国保税収入額全体に占める割合が平成20年度の0.4%から1.4%と3.5倍に増加していることを示しています。

以上の点からも市税、国保税の収納率向上には差し押さえと強制徴収が大きな要因になっていることが明瞭です。これはさきに紹介した事例でも明らかのように、不景気と生活必需品の相次ぐ高騰、不安定雇用と低賃金が進行する中で懸命に生きる市民の暮らしと命にそれを守るべき立場の市が追い打ちをかけるものであり、あってはならないことだと言わなければなりません。

この点から私は、税金の強制徴収をやめ、平成24年6月議会で具体的に提案した相談収納に切り替え、市民に寄り添い、市民が納得して税金を納められるようにすべきと思いますが、どうでしょうか、お答えください。

次に、この問題とあわせて差し押さえ禁止財産の違法差し押さえを直ちに中止し、差し押さえた財産を返還するよう求めます。

国税徴収法では、差し押さえ禁止財産を定めています。この中には給与、退職金の一定額、社会保障制度に基づく年金などがあり、児童手当、その他も差し押さえ禁止財産と規定されています。

ところが実際には差し押さえ禁止財産からの差し押さえが公然と行われています。その論拠になっているのが差し押さえ禁止財産であっても一旦預金口座に振り込まれれば受給者の一般財産に混入し、差し押さえ禁止財産と識別できなくなる可能性があり、差し押さえは原則可能とする1998年の最高裁が下した判例です。しかし、この判例は、その原資が何であるかを見ない誤った事実認定として異論が出されていたものです。

ところがことしの3月、鳥取地方裁判所が鳥取県が預金口座に振り込まれた児童手当を差し押さえた事件で児童手当差し押さえは権限を濫用した違法なものとして差し押さえた児童手当の返還だけでなく、25万円の慰謝料も認める判決を下しました。鳥取県は控訴しましたが、先月の11月27日に広島高裁松江支部が児童手当法に違反してる、児童手当を受ける権利自体を差し押さえしたのと変わりがないとして差し押さえ金の返還を命じました。鳥取県は、これを受け、11月29日、上告しないことを明らかにしました。これは11月30日付「しんぶん赤旗」報道によるものです。

以上の点からも私は、児童手当はもとより差し押さえ禁止財産の差し押さえを中止し、差し押さえ財産の返還を行うよう強く要請いたします。

この問題の最後に、なぜ滞納が起きるのか、どういう解決の道があるかについて意見と対策を申し上げたいと思います。

平成24年度で市は、市税で1億5,300万円の未収金を抱え、特別会計では2億5,340万円の未収金を抱えています。滞納が起きる原因はい

ろいろあると思われませんが、その一つに課税そのものが適切であるかが検討されなければなりません。つまり応能負担原則が課税に貫かれているかという問題です。昨年度5月臨時会で新設された1世帯1,000円の災害復興税も一律の平等割でしたが、こうした例はかなり広範に存在します。消費税は、その最たるものです。税制に応能負担を厳しく貫くことがまず第一です。

また、国保税が高いのには、国の負担を減らしていることが大きく影響しています。その分を市民がかぶり、犠牲を強いられる例です。これに対して、市も市民も一丸となって是正を求めているかなくてはなりません。

さらに不測の事態が発生し、税金を納められなくなる場合があります。その場合は、市が適切な減免処置を積極的に講ずることが重要です。

さらに国税徴収法や地方税第15条の7にある滞納処分の停止や滞納処分の執行停止処分をとることです。滞納者が出たらまず差し押さえでなく、また市役所に来て相談しろと言うだけでなく、税金のために命まで奪われることのないよう滞納者の基本的人権を守る確固とした立場に立ち、体制もしっかりとって相談収納に徹せられ、さすが長井市、納税革命が起きたと言われるよう強く望み、壇上からの質問といたします。（拍手）

○小関勝助議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 おはようございます。

今泉春江議員のご質問にお答えいたします。議員からは大きく2点ご質問いただきました。

まず、最初の長井市住宅新築・増改築補助金制度の継続についてお答えを申し上げます。

今泉議員からは、この長井市の住宅新築・増改築補助金制度を大変評価をいただきまして、まことにありがとうございます。

今泉議員のご指摘のとおり、市の新築・増改築補助金に関しましては、昨年度から対象工事金額を10万円に引き下げたり、あるいは新築の

場合は補助金額を上限30万円から40万円に引き上げたり、申請手続の簡素化等実施した結果、県のリフォーム補助金と市の増改築補助金の決定者数は平成23年度が88名でございましたが、県と市両方該当する方もいらっしゃいますので、件数にしますと150件でございました。このたび平成24年度が150名で253件、そして今年度の平成25年度は11月末の現在で234名、356件と大幅に増加しております。県と市合わせた補助金が23年度が約2,600万円でありましたけれども、平成25年度は約6,200万円となりまして、事業費、住宅の建設費ベースでは23年度が約9億2,000万円でございましたけれど、25年度は約20億円と非常に大きな金額になっております。

長井市の補助金は、長井市内の業者の皆様の施工に限定しております、個人の大工さんあるいは工務店の中には制度をよく理解されましてお客さんにより積極的なセールスによって施工を促し、一人でかなりの件数をこなした方もおられるなど昨今のデフレ経済で冷え切っておりました建築業界に大きな経済効果をもたらし、一般に住宅と車の購入は大きな経済波及効果があるとされておりますので、他の部門にも経済波及効果が及んだものと推察されます。また、当然市民の皆様のご生活環境の向上にも大きく寄与したものと考えております。

なお、議員からもご指摘ございましたが、山形県は今年度の補助は終了いたしましたけれども、今回市では12月の定例会のほうに新築・増改築補助金の補正額150万円をお願いしているところでございます。

来年4月からでございますが、消費税が5%から8%に増額されます。住宅投資は額が大きいことから経済全体に及ぼす影響が懸念されておりますが、国のほうでは従来からのローン減税とは別に来年度から消費税対策としてすまい給付金という制度を導入するなど対策をとっているようです。このすまい給付金というのは、

消費税率引き上げによる住宅取得者の負担を緩和するための導入を予定している制度で、消費税が8%のときは収入額の目安が510万円以下の方を対象に最大30万円、10%時には収入額の目安が775万円以下の方を対象に最大50万円を給付するという制度のようでございます。

現段階では、県でも来年度継続の方向で新年度予算の中で検討中であると伺っております。

長井市としても継続予定でございまして、現在予算編成作業を行っておりますが、今年度は消費税増税前の駆け込み申請が多かったものと推察され、来年度の急激な申請数の落ち込みが懸念されることから新築の場合の補助金額の増額や、さらには定住化対策として市民はもちろんですが、市外から長井市に移り住んで土地を購入し、住宅を建てる場合により厚い補助金を交付する制度なども新年度予算の中で検討中でございます。

次に、2点目の税の強制徴収の実態と相談収納への切り替えについてお答え申し上げます。

議員から、まず1点目の強制収納の実態と問題点ということでございます。

返還できないとまで主張した児童手当を差し押さえなかった理由は何かというまず質問でございます。

今泉議員からはこのたび長井市の市税の収納率が県内13市トップになったと、その要因は強制収納した、そして差し押さえした結果じゃないかというようなご指摘がございましたけれども、私はそれは市民の皆様への納税に対するご理解とご協力、大変厳しい状況にあっても何とかこれは義務だからということでこつこつ納めていただいたということと、やはり税務課をはじめとした職員の努力もあったというふうに思いまして、確かに1%程度収納率は向上しています、この強制収納によりまして、差し押さえ等ですね。でもそんなことでは県内13市トップにはなれません。ですからそのところはぜひご理解

いただきたいし、一生懸命払っていただいた市民の皆様、そして努力を重ねた職員も評価してほしいと。非常に議員の発言は、違法な徴収だとおっしゃいますけども、全く違うのではないかなと私は考えているところです。

原則として預貯金額、預貯金等を差し押さえで換価したものについては、滞納している税金等に充当させていただいておりますので、お返しすることは、これ税法上からもできないということでございます。

議員ご質問のAさんの件でございますが、児童手当の預貯金を押さえたということでございますが、それは常時私ども金融機関のほうにお願いして差し押さえするということはできませんので、いついつ時点と、こういうことでお願いするわけです。それはきちんとした理由に基づいてお願いしてるわけですが、預貯金の差し押さえを行った際の残高が232円で、その時点でございましたので、その金額を換価の上、滞納額の一部に充当させていただいたということだと思っております。議員がご指摘された鳥取地裁の11月の判決から考慮したということではございません。

また、Bさんの場合、差し押さえをされた後、税務課のほうに相談に行ったけれども、それはできないと、こう言われたと。問題は、その前に相談に行っていたのであれば差し押さえはしなかったはずだというふうに私は考えております。

市長は、そういう強制収納の実態をきちんと全部把握してるかということなんですが、やはり私からお願いしたいのは、今泉議員そうおっしゃるんでしたらぜひ税務課のほうに出向いていただいてその実態はどうだったかということで税務課職員から事情をお聞きいただいて、もし不適切な部分あったらその場で議員からご指摘をいただきたいと。それで議員が納得できない場合は、私なり、私が不在の場合は副市長なりきちんとご指導をいただきたいと、そのよう

に私は思っております。

残念ながらいろいろ調べますと単年度分で、平成24年度分で市税、国保税の滞納されてる方が983名。これは納税が遅れたということではなくて、いろいろお願いしてるんだけど、なかなか支払っていただけなかったと、納めていただけなかったという方の数です。それに前年度、その前の繰り越し分を含みますと前年度で、24年度単年度も含めますと2,034件ございます。これを全て把握するのは残念ながらちょっと私どもでは難しいというふうに判断しておりますので、もし今泉議員がそういうふうにして相談された市民の方からそういう実態があった場合は、一つ一つご指導いただきたいと、このように思っております。

次に、2点目の平成24年度の差し押さえ実施件数と差し押さえによる収入額について数値は間違いないかということでございますが、平成24年度の差し押さえ実施件数は市税で690件、差し押さえによる収入額が約3,450万円でございます。国保税で357件、約1,617万円となっております。市税の差し押さえによる収入額が議員が述べられた数値より40万円ほど少ないのが実態でございます。

次に、3点目の税金の強制収納をやめ、平成24年6月議会で具体的に提案した相談収納に切り替えて市民に寄り添い、市民が納得した税金を納められるようにすべきと思うがどうかということでございます。議員からはこれまでの議会で同様のご提言がございました。その都度答弁をさせていただいておりますが、繰り返しになって恐縮でございますけれども、収入が少ない方の中でも何とか家計をやりくりしながらこつこつと期限内に収納していただいているという方が大多数、97%、8%がそういった方なんです。ですから大多数の納税者の方々から見れば催促状や催告状を何度送っても何の連絡や相談もない方々は、やはり納税意識に欠けた方だ

なというふうに現場では見るのではないのでしょうか。

誠意がないというふうには言えないと思いますが、そこは私どものほうではもう少し工夫はしなきゃいけないんでしょうけども、強制収納までどういった手続をしているかということをもまずお話をさせていただきたいと思います。納期限が到来して、そこまで納税いただけない場合ですと、そのときから20日以内に催促状を送付しなきゃいけないということで、これは法律で決まってるわけでございます。

催促状送付の結果、納付または納税相談がない場合に電話、訪問、文書による催告を細かく実施させていただいております。催促状の中には、こういうことが書いてあります。国税徴収法及び地方税法においては納期限到来から20日以内に催促状を發布し、その発布日から起算して10日を経過した日まで納付がない場合は、財産の差し押さえを実施しなければならないと定められていますと、こういう文書も入っておるんですね。

それにさらに電話で納めてくださいと、遅れてますんで、忘れていらっやしませんかということをするわけです。

それでも全くリアクションがない場合は、収納係のほう、数少ない人数ですが、現在は3名でいろいろ苦勞してやっていますが、訪問させていただくと。納期限が過ぎてすぐということじゃなくて、やはり半年、1年たった方に対してちょっとお願いしていくというのが実態です。

催告の結果、次の段階なんですけど、納付または納税相談がない場合に金融機関に対し預貯金調査を実施させていただいてるということです。これでもまだしないわけですね。預貯金調査の結果、口座が存在すれば金融機関に臨場調査ということでお願いしております。臨場調査の結果、次の段階ですけども、差し押さえ可能な残高があれば差し押さえ実施の上、即時換価、

その後、帰庁後に、役所戻った後ですね、滞納者に対してその旨をお知らせしてるということでございます。そして差し押さえにより換価した金額を滞納となっている税に充当いたしますので、したがって、もうその時点ではすぐにその金額というのは納税ということになりますので、お返しはできないということになるわけです。

一度の差し押さえで完納とならず、その後も自主納付が認められず、納税相談にも応じない滞納者については、臨場調査以降も繰り返しこれを実施させていただいてるというのが実態でございます。

それ以外にも年に一度滞納されてる方には、こういった場合にはお手数でも税務課の収納係のほうにお越しいただいてご相談くださいと。そうしますと分納であったり、あるいはいついつまで払うとか、そういったお約束をいただければそういったことは実施してないわけです。ですからもう現に今泉議員がおっしゃる相談収納なんですよ。全くその方の人権とか生存権を度外視するような無理やり昔のようにいきなり自宅にばつと行って差し押さえしたりとか、あるいは金融機関の口座を差し押さえるなんてことはもうできませんし、金融機関でもやはりそういったことはできるだけしたくないわけですから、しかし、それにもそれぞれの方の事情があると思いますけども、全く税務課に対して無視している方ということでそういった実施をしているというような税務課のほうの現場の声であります。したがって、一概に悪質とは言えない場合もあると思いますが、やはり義務という、納税は義務だということで、払えない理由を連絡していただけますと、あるいは来庁していただいて分納、あるいは分納の誓約を書いていただくということであればそういったことは一切しないということでございます。

特に自営業の方とか、あるいは前年度まで給

与で暮らしてた方については、次の年に市民税とか、あるいは国民健康保険税がかかりますので、非常に重い負担だということは容易に想像できますし、ことしから例えば国保税も前8回だったのを10回にしたり、あるいは来年からですが、コンビニ収納も全てできるようにさせていただいたりとか、少しでも納税いただける方々の利便性を図るような取り組みをしておりますので、ぜひ強制収納で血も涙もない、人権を無視した、生存権を無視した収納してるということではないということだけはご理解いただきたいというふうに思います。

やはり収納係の職員も非常に辛いと思います。でも大勢の方が一生懸命収納のために頑張って納税していただいているわけですから、そこもご理解いただいて、やはり今泉議員に相談あった方はぜひ我々のほうに個別にお教えいただいて、そして強制収納がないようなそういった手だてをぜひご指導いただければというふうに思います。私のほうから以上でございます。

○小関勝助議長 4番、今泉春江議員。

○4番 今泉春江議員 まず最初の住宅リフォーム補助制度ですけども、さまざまな来年度に向けての新築などの補助というの、新しいのが出るようで、長井市でも来年継続したいということでしたので、市長のおっしゃるようには確かにことしは来年度の消費税増税ということで駆け込みというようなことで件数も多かったかなと思いますけども、非常に皆さんからは好評ですので、ぜひ継続していただきたいと。私もちょっと使わせていただきまして、大変助かりました。よろしく願いいたします。

それでまず、2番目の強制徴収のことです。市長からはいろいろと職員の方のご苦労や現在の状況などをご説明いただきました。しかし、私が質問の中でも申し上げましたが、差し押さえによる強制徴収というのがこの5年間で、先ほども申し上げましたけども、非常に多くなっ

ておりますね。先ほど件数や金額も申し上げました。確かに監査委員のほうでも申し上げてるように、差し押さえとかそういうものに力を入れて、それが収納率が上がった要因だということで、要因と言うとおかしいですけど、努力だという報告を受けております。

でも余りにもこの5年間の中で差し押さえというものがふえております。この実態はどういうふうにお考えでしょうか。先ほども金額とか件数とか申し上げましたけども、5年間で非常にふえてるわけですよ。何倍にもなってますよね。件数でも3.何倍になってますので、ここはどういうふうにお考えでしょうか。

○小関勝助議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 差し押さえをさせていただく、強制収納させていただくということについては、残念だなと。できるだけやはりこういったものは少なくしたいと。

ただし、こういったことで今ふえてますけれども、これはだんだん少なくなるわけですね。というのは納税というのは、いつまでたってもその義務はなくなりません。ですから一旦滞納して、それが2年、3年たつから、じゃあ、免税になるかって、これはないわけです。ますます逆に、利率は低くなったわけですけども、10数%の率がかかるわけです。前はもっと高かったわけですね。ですからこういう言い方は失礼かもしれませんけども、何とか年金で暮らしてらっしゃる方がそれを差し押さえられたということで大変厳しいと思いますが、どこかの時点で払わなきゃいけないわけですから、それによってその後、利息がかかりませんし、ある意味ではどこかの時点でこういう年もあってしかるべきだろうと。しかし、その後は必ず強制収納あるいは差し押さえ等は減るものと思いますし、健全な、納税者の皆様の生活も一時的には大変ですけども、先送りしないでどこかの時点で解決するという意味ではこれもある程度必要な措

置ではないかと考えております。

○小関勝助議長 4番、今泉春江議員。

○4番 今泉春江議員 確かに市長のおっしゃるとおりです。市民は、滞納して先送りしてもやはり必ず払わなくちゃならないわけですからね。でもそれが預金などの差し押さえによる強制徴収で払ったからだんだんその方の負担が少なくなるというようなちょっと考えもあれなんですけど、おかしいと思うんですけども、確かに滞納してる方も税金を払わなくちゃと私に相談に来る方皆さんおっしゃいます。これは払わなくちゃならないと、そう思ってますと。ですけども、やはり何らかのいろんな家庭の事情があり、滞納してしまうと。やはりそこでどうしていいかわからないというようなところで滞納になってしまい、そして差し押さえになり、強制徴収になるということがあるわけです。市長のおっしゃるように、私に相談に来たら税務課で対応しますとおっしゃいますけども、この相談というのは本当に市民の中でわずかなわけですよ。本当に困って相談に来るわけですから、やはりこの相談というのは本当に氷山の一角だと思うんです。

ですからその中で例えばBさんの場合なんかは、ご夫婦2人の2カ月分の年金というものが一度に差し引かれたわけですよ。決して市長は、市民の皆さんに苛酷なあれをしてはいないということおっしゃいますけど、実際こういうことが現実として行われており、やはり私たちから見れば違法だと言わざるを得ないような取り立てが現実としてあるわけですよ。

ですからやはりこういうことをしっかりと見ていただいて対応をしていただきたいと思うんですけども、Aさんの場合だって児童手当を振り込むその口座、それほとんどというか、児童手当しか振り込まれないような口座だったんですけども、10月でしたから、6月にも児童手当が振り込まれてるんですね。そのときに2万

7,000円という国保税の滞納を強制徴収されております。今回10月にまたというか、前は預金口座は凍結されなかったと本人はおっしゃってましたけども、今回10月に凍結されて、カードが使えなかったものだから初めて差し押さえになったということを知って、私に相談に来たわけですけども、私に相談がなくて、その方がそのままでしたら児童手当の、お一人ですから4万円ですけども、6月のように児童手当の中から滞納している国保税を差し押さえ徴収なされたのでしょうか。私がどうなってますかということでお伺いしたので差し押さえしなかったのかと、強制徴収しなかったのかと、非常にそこは疑問になりますね。やはり相談に行ったから、じゃあ、強制徴収しないと、そういうような、その方は、いや、議員さんの力ってすごいんだとおっしゃったけど、いや、そんなことではないと、そんなことで税金徴収されるということではおかしいと。みんな平等なんだから。

そしてその方にも私、税務課長からもお願いされましたけど、何とか滞納してる部分を払ってほしいと。もちろん私は、そういうAさんもBさんも相談にいらっしゃれば、きちんと大変でしょうけども、相談しながら分納でもいいですから少しずつ納税してくださいねということでは必ず、市民の義務ですからねということで、それはお願いしております。ただこれがどうだこうだと私が意見を申し上げるだけでなく、そこはきちんと皆さんにそこをお願いしております。

ですから市長は、先ほども問題ないというようなことをおっしゃいましたけども、現実としてこういうことが行われてる。そしてまして差し押さえ禁止財産という児童手当や年金、ご夫婦2人の2カ月分と、2カ月間一銭の、一つも余裕がないというか、生活費がなく、本当に困ったということを私に訴えてこられたBさん、やはりこういうことが現実に行われているとい

うことを市長は違法でないとおっしゃるんでしょうか、お聞きします。

○小関勝助議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 どこを指して違法ということおっしゃってるかですが、まず鳥取地裁でしたっけ。高裁か。ごめんなさい。広島高裁の判決、11月に出たということについては、これ児童手当の専用口座から児童手当をいわゆる強制収納というか、口座から引きおろしたということに対して、これ違法だという判決が出たわけですね。

今回のBさんの場合は、それを知ったからやめたのかということですよ。そういうことおっしゃってるんですよ。というのは、ちょっと待ってください。それで先ほどから申し上げましたように、Bさんの件は、いわゆる差し押さえをさせてもらった口座が残高幾らあるからぼんじゃないんですよ、多分。多分という言い方は失礼ですね。いついつ金融機関にお願いして差し押さえするわけですけど、そのときに口座が230何円しかなかったと。ですからその前に引きおろされたか、あるいはまだ振り込まれていなかったということだと思います。そういうことだけです、先ほど言ったのは。

あと年金の差し押さえ、これについては今泉議員もおっしゃってましたように最高裁の判決出てまして、それは違法じゃないと、こうなってるわけですから、ただし児童手当の専用の口座だったものですから、そこが今回は違法だというふうに判決が出たものというふうに解釈していますが、ただまだ国のほうからそういったことに対する地方税法上のこういったところ留意しろとか、国税徴収法ですか、そういったところの部分についてもこういったところ注意なさい、通達等が来ておりませんので、私どもとしてはそういう判決が出たということで、そういったことはしないということです。

ですから逆に私は聞きたいのは、今泉議員に

相談に行って、なぜ市のほうに相談に来ていただけないのか、これ不思議でなりません。だって市のほうでは、納められない場合は相談に来てくださいと、こういうふうをお願いしてるわけですよ。それが一切市のほうには全然相談なしで、今泉議員に相談に行くということは、私は納税者としてはちょっと違うんじゃないかと。今泉議員に納める税金じゃないですよ。ですから私が言いたいのは、私どもとしては違法なことはこれはしておりませんし、もし児童手当から今回Bさんの場合は結果としては引かれてないですけども、それが違法だとしたら今後そういうことはしてはいけなないと。ただ、国のほうから具体的な通達等々が来てないので、そこについてはその通達が来てからの判断だろうというふうに思ってますが、したがって、今、強制収納、違法だとおっしゃってるのは、それは違法なことはしてないということでございます。

○小関勝助議長 4番、今泉春江議員。

○4番 今泉春江議員 市長が今おっしゃいました、なぜ今泉議員のほうへ先に、その前に私どものほうに相談に来ないのかと。市役所に、税務課に問い合わせたり相談に行って、どうしようもないから私のほうに来たんです。皆さん差し押さえになったとき本当に困って、このAさんもBさんも市役所へ行っております。税務課に行っております。そしてその後にもどうしようもないから、私は全然面談しておりません。相談の後です。

(「言ってること違うんです。要は差し押さえされる前に来ていただくことから」の声あり)

○小関勝助議長 まず私語は……。ちょっと静かに……。

○4番 今泉春江議員 まず、じゃあ、時間もないから、私の。先ほどのあれはAさん、Bさんでそういうふうには市長がおっしゃったので、そういうふうにお答えします。

ですから私が申し上げたいのは、児童手当が例えばその口座、Aさんの場合は232円、児童手当そのものが差し押さえ禁止財産であるのに、預金に入れば一般財産とみなすということですけども、残高が232円しかないものに4万円の児童手当が入った。そしてその前にいろいろと入金があったんじゃないかなというようなことを市長はおっしゃってますけど、全然それはないんです、その方は。本当にそこは児童手当だけが振り込まれる預貯金、通帳でございますから、やはりそういうことで、もしも相談がなかったらその方はどうだったのかなと非常に心配するところです。

違法財産ということで、ここは何件か、私は今回例に出しませんでしたが、第三者を通して相談を受けたものもあります。それも児童手当で国保税が滞納していると。やはり税務課さんではいろいろ対応してくださって、今後は児童手当から入金した後に納めるというふうに約束してくださったらしいですけども、そういうことで私は、違法な差し押さえ禁止財産からも取り立てをしてるということに、すごく市のやり方に対して抗議を申し上げたいと思います。

時間もないものですから、ぜひ納められない方の事情をよく聞いて相談収納にさせていただきたいなと思います。ちょっと時間なくて言い切れませんでしたけども、終わります。

江口忠博議員の質問

○小関勝助議長 次に、順位2番、議席番号3番、江口忠博議員。

(3番江口忠博議員登壇)

○3番 江口忠博議員 おはようございます。

近ごろ朝霧が大変深うございますが、きょうまだ少し外は残っているようです。

12月定例会の一般質問、議場の中だけはすきっとした議論をしたいものだなと思っておりますが、12月定例会一般質問、通告しております質問は、私は大きく4つであります。市長及び当局におかれては、なるべく簡潔な答弁をしていただけますように最初をお願いを申し上げます。

まず、地域エネルギー計画の策定の必要性について市長にお尋ねをいたします。

今般のエネルギーの供給対策の議論というのは、足りるか足りないかという視点からではなく、本来は何をもってエネルギーとするかということも考えなければいけないと思っておりません。

地域エネルギーという観点から見れば、長井市は長井ダムや県直営の小水力発電、また民間企業のメガソーラー発電など多様性を帯びてはいますが、まだまだ未利用の資源として、森林の活用を忘れてはいけないと考えるわけです。

ことは、不伐の森条例の施行25年を迎えて、今後の森林保全と活用のあり方を改めて考えさせられるよい機会となったと思います。

2011年3月11日の原発事故を契機に、エネルギー戦略の見直しが議論されて、原子力に頼らない電力エネルギー供給のあり方が議論され続けていますが、いずれも広域的な視点に立った需給の議論であって、小さなまち独自のエネルギー需給計画にはなじまない議論でありました。しかし、これからは長井市のような小さな自治体でも独自にエネルギー需給のプランを検討していくべきであり、そのためのアイデアを市民と産業界と検討していかなければならないと思います。

さきに触れました水力系のエネルギーは、長井の水資源を有効に活用できている一例ですが、資源の一つに森林、つまりバイオマスエネルギーのもとがたくさん長井市には存在しているということに着目もすべきであります。